

事務連絡

令和4年3月2日

一般廃棄物処理業者各位

大津町役場 環境保全課

一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可方針の策定について

日頃より、町の廃棄物行政につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回新たに、一般廃棄物処理業の許可方針の策定を行いました。つきましては、許可業者におきましては、今回の「一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可について」をご覧ください、廃棄物の適正処理に引き続き努めていただきますようお願い申し上げます。なお、町ホームページにて本方針を掲載いたしますので、併せてご覧ください。

記

1. 許可方針策定に係る資料について

- ・一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可方針の策定について（本紙）
- ・一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可について

2. 本許可方針策定の概要について

●策定理由及び方針

一般廃棄物処理業の許可は、「専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、許可業者への影響を適切に思慮することが求められる。」とされています。

近年、収集運搬業者の中で実績がない業者が見受けられるようになってきた現状を踏まえ、本町では一般廃棄物処理業の許可基準を明確化（P3～）するとともに、収集実績および収集見込みのない業者については、許可更新を認めない方針（P6～）とします。

以上